2．**重要な債務負担行為**

翌事業年度以降に支払いを予定している重要な債務負担行為は、以下のとおりとなっております。

年金住宅融資業務回収処理システムのホスティングと運用保守業務一式　1,114,560,000円

3．**重要な後発事象**

該当事項はありません。

4．**固有の表示科目の内容**

勘　定　科　目	内　　容
退職手当給付費支払資金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第１号の規定に基づき、以下のものの合計額を毎事業年度末において退職手当給付費支払資金として計上しております。 ・給付費支払準備金 既契約掛金の収入金額のうち、当該事業年度の退職手当給付金に充てる額を除いた額等を、翌事業年度以降の既契約掛金の収入金額の調整財源に充てるため、給付費支払準備金に繰り入れております。 ・給付費繰越金 都道府県補助金の収入金額が予定額に比して増加したときは、当該増加額は、翌事業年度以降の当該収入金額の調整財源に充てるため、給付費繰越金に繰り入れております。 ・給付費支払資金 途中掛金等の収入金額は、翌事業年度以降の退職手当給付金の予算に不足が生じた場合に当該不足額の支出に充てるため、給付費支払資金に繰り入れております。
心身障害者扶養保険責任準備金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第２号の規定に基づき、事業年度末現在における年金受給者について将来支給する年金の現価相当額から、当該年金受給者に係る年金の支払いに充当すべき将来の保険金収入の現価相当額を控除した額を、毎事業年度末において心身障害者扶養保険責任準備金として計上しております。
退職手当給付金	退職手当共済法第７条の規定に基づき退職した被共済職員（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に支給すべき退職手当金にかかる債務に対する支出決定額を計上しております。
支払保険料	生命保険会社に支払う基本保険料及び特例基本保険料を計上しております。
給付金	・保険加入者（保護者）の死亡により障害者に支払う年金 ・保険契約を１年以上継続して、保険加入者の生存中に障害者が死亡した場合又は契約を脱退した場合の支払保険金（弔慰金給付保険金） ・当機構と地方公共団体が締結する「特別弔慰金給付金の支給に関する協定書」に規定する特別支給の要件に該当した場合に保険加入者が扶養していた障害者に対して支給する特別弔慰金（特別弔慰金給付金） 以上の合計額を計上しております。
掛金	・退職手当共済契約の締結にかかる掛金で、４月１日現在の被共済職員の掛金収入 ・４月２日以降加入した被共済職員の掛金収入 以上の合計額を計上しております。
返納金	退職手当給付金の年度を経過した過誤払金の戻入額を計上しております。
受取保険料	・都道府県、指定都市からの受取保険料収入 ・都道府県、指定都市からの特例受取保険料収入 以上の合計額を計上しております。
保険金	・保険加入者（保護者）が死亡した場合の生命保険会社からの保険金収入 ・都道府県、指定都市からの特例保険金収入 ・弔慰金給付保険金支払いのための生命保険会社からの受入金 ・特別弔慰金給付金支払いのための生命保険会社からの受入金 以上の合計額を計上しております。
退職手当給付費支払資金繰入	退職手当給付費支払資金への当該事業年度の繰入額を計上しております。
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	心身障害者扶養保険責任準備金への当該事業年度の戻入額を計上しております。
退職手当給付費支払資金戻入益	当該事業年度の退職手当給付金等に充てるための戻入額を計上しております。

5．**貸借対照表関係**

⑴　退職給付引当金の見積額　　2,668,118,772円

⑵　賞与引当金の見積額　　147,498,431円

※　運営費交付金により財源措置されていることから退職給付引当金及び賞与引当金を計上していない一般勘定、共済勘定及び保険勘定に係る同引当金の見積額

6．**キャッシュ・フロー計算書関係**

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	85,499,765,694円
資金の期末残高	85,499,765,694円

7．**行政サービス実施コスト計算書関係**

引当外退職給付増加見積額391,445,560円のうち、国からの出向職員に係る額は15,019,300円となっております。

8．**その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報**

（独立行政法人改革等に関する基本的な方針について）

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、法人の政策実施機能の最大化と官の肥大化防止・スリム化の両立を図ることを目的として、法人共通の制度、運用の見直しについて、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構について講ずべき措置として次の内容が定められ、第186回及び第189回国会にて法案が審議され成立しております。